

土地代金・物件移転補償金の算定について

お譲りいただく土地の代金や物件の移転に伴う補償金は、下記のとおり算定します。



1 土地代金

地価公示価格や地価調査価格、相続税路線価、取引事例および不動産鑑定士による鑑定評価額などを参考にして適正な価格を決定します。

2 物件移転補償金

国が定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準」をはじめとする基準・細則などにより、公平かつ適正に算定します。

なお、移転・撤去については、補償させていただいた代金を以って、権利者の方で行っていただきます。



○ 物件移転補償の項目について

さまざまな項目がありますので、個別に聞取りを行った上で、金額を算定します。
主な項目については、次のとおりです。

なお、他にもさまざまな項目があります。詳細については、担当課にお尋ねください。

建物移転補償

建物の種類、構造、経過年数、敷地と建物の位置関係、残地状況などにより合理的に判断して移転方法を決定し、必要な費用を補償します。(引越し代等を含む)

工作物移転補償

移転が可能な工作物は、移転費用を補償します。

なお、移転が不可能な工作物は、当該工作物と同等の設置費用を補償します。

立竹木補償

利用目的や樹種などにより、移植若しくは伐採に必要な費用を補償します。

移転雑費

当該物件の移転に伴う諸雑費等を補償します。

例) 発注業者との契約に伴う印紙代、就業できないことにより生ずる損失の補償等